

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年12月 2 日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第50号**

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則  
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
<p>第19号様式の3（第5条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">相続人代表者指定（変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県県税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">被相続人 相続人</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr><td style="width: 50%;">氏 名</td><td style="width: 50%;">印</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>地方税法第9条の2第1項の規定により、下記の者を相続人の代表者に指定（変更）しましたので、届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">相続人の代表者</td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 40%;">住（居）所</td> <td style="width: 30%;"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被 相 続 人</td> <td>氏 名</td> <td>死亡時の住（居）所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>死亡時の住（居）所</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>死亡年月日</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">相 続 人</td> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;">住（居）所</td> <td style="width: 10%;">被相続人との続柄</td> <td style="width: 40%;">法第9条第2項に規定する相続分</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>備 考</p> </div>	氏 名	印							相続人の代表者	氏 名	住（居）所		被 相 続 人	氏 名	死亡時の住（居）所		死亡時の住（居）所			死亡年月日						相 続 人	氏 名	住（居）所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分													<p>第19号様式の3（第5条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">相続人代表者指定（変更）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県県税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">被相続人 相続人</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr><td style="width: 50%;">氏 名</td><td style="width: 50%;">印</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>地方税法第9条の2第1項の規定により、下記の者を相続人の代表者に指定（変更）しましたので、届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">相続人の代表者</td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 40%;">住（居）所</td> <td style="width: 30%;">個人番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被 相 続 人</td> <td>氏 名</td> <td>死亡時の住（居）所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>死亡時の住（居）所</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>死亡年月日</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">相 続 人</td> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="width: 20%;">住（居）所</td> <td style="width: 10%;">被相続人との続柄</td> <td style="width: 40%;">法第9条第2項に規定する相続分</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>備 考</p> </div>	氏 名	印							相続人の代表者	氏 名	住（居）所	個人番号	被 相 続 人	氏 名	死亡時の住（居）所		死亡時の住（居）所			死亡年月日						相 続 人	氏 名	住（居）所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分												
氏 名	印																																																																																				
相続人の代表者	氏 名	住（居）所																																																																																			
被 相 続 人	氏 名	死亡時の住（居）所																																																																																			
	死亡時の住（居）所																																																																																				
	死亡年月日																																																																																				
相 続 人	氏 名	住（居）所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分																																																																																	
氏 名	印																																																																																				
相続人の代表者	氏 名	住（居）所	個人番号																																																																																		
被 相 続 人	氏 名	死亡時の住（居）所																																																																																			
	死亡時の住（居）所																																																																																				
	死亡年月日																																																																																				
相 続 人	氏 名	住（居）所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分																																																																																	
<p>注 相続人が法人の場合は、「氏名」欄にはその名称及び法人番号を、「住（居）所」欄にはその事務所又は事業所の所在地を記載すること。</p>																																																																																					

第38号様式（その1）（第8条関係）  
（県税更正（決定）通知書の表面）

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 決定 通知書

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様 \_\_\_\_\_

香川県県税事務所長 閣

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴 取 番 号		税 率		税 額		
事業年度		課税標準		税率		税額		税 額		
所得割	区 分	課税標準	税率	税額	法	課税標準	税率	税額	円	
	年 額	万円以下の金 ①	円	円	税率					
	年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ②	円	円	法人税割額	⑤	円			
	年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ③	円	円	道府県民税の特定寄附金 税割額の控除額	⑥	円			
	小計	①+②+③ ④	円	円	外国の法人税等の額の控 除額	⑦	円			
	軽減税率不適用法 人の金額	⑤	円	円	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑧	円			
	付加価値額	⑥	円	円	利子割額	⑨	円			
	資本割額	⑦	円	円	差引法人税割額	⑩	円			
	収入割額	⑧	円	円	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑪	円			
	計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円	円	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑫	円			
均等割	平均27年改正法則第8 条又は平成24年改正法則 第5条の控除額	⑩	円	円	租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑬	円			
	仮装経理に基づく事業 税の控除額	⑪	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑭	円			
	課税免除の金額	⑫	円	円	租税条約の実施に係る事 業税の控除額	⑮	円			
	差 引	⑩-⑪-⑫ ⑬	円	円	均等割額算定月数及び均 等割額	⑯	円			
	区 分	課税標準	税率	税額	均等割額算定月数及び均 等割額	⑰	円			
	所得割に係る地方法人 特別税額	⑭	円	円	減免の金額	⑱	円			
	収入割に係る地方法人 特別税額	⑮	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑲	円			
	計	⑭+⑮ ⑯	円	円	差引	⑲-⑳-㉑ ㉒	円			
	仮装経理に基づく地方 法人特別税の控除額	⑰	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	㉓	円			
	差 引	⑰-⑱-㉒ ㉓	円	円	差引増減額	㉔-㉕-㉖ ㉗	円			
加算	区 分	不足・増加税額	率	加 算 額	既に納付の確定した当期 分の均等割額	㉘	円			
	加 算	(加算対象) 過少申告加算金 ⑳	円	円	既に還付を請求した利子 割額	㉙	円			
	加 算	不申告加算金 ㉑	円	円	既に還付請求利子割額が過 大である場合の納付額	㉚	円			
	加 算	重加算金 ㉒	円	円	利子割還付額	㉛-㉜ ㉝	円			
	加算金計	㉑+㉒+㉓ ㉔	円	円	更正・決 定の理由					
	指 定 納 期 限				更正・決 定の理由					
	指 定 納 期 限 までの延滞金額				更正・決 定の理由					
	納 付 場 所	裏面一覧表のとおり								

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。  
なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の外代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の停止により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号様式（その1）（第8条関係）  
（県税更正（決定）通知書の表面）

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 決定 通知書

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様 \_\_\_\_\_

香川県県税事務所長 閣

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴 取 番 号		税 率		税 額		
事業年度		課税標準		税率		税額		税 額		
所得割	区 分	課税標準	税率	税額	法	課税標準	税率	税額	円	
	年 額	万円以下の金 ①	円	円	税率					
	年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ②	円	円	法人税割額	⑤	円			
	年 額	万円を超え年 万円以下の金額 ③	円	円	道府県民税の特定寄附金 税割額の控除額	⑥	円			
	小計	①+②+③ ④	円	円	外国の法人税等の額の控 除額	⑦	円			
	軽減税率不適用法 人の金額	⑤	円	円	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑧	円			
	付加価値額	⑥	円	円	利子割額	⑨	円			
	資本割額	⑦	円	円	差引法人税割額	⑩	円			
	収入割額	⑧	円	円	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑪	円			
	計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円	円	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑫	円			
均等割	平均27年改正法則第8 条又は第9条の控除額	⑩	円	円	租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑬	円			
	仮装経理に基づく事業 税の控除額	⑪	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑭	円			
	課税免除の金額	⑫	円	円	租税条約の実施に係る事 業税の控除額	⑮	円			
	差 引	⑩-⑪-⑫ ⑬	円	円	均等割額算定月数及び均 等割額	⑯	円			
	区 分	課税標準	税率	税額	均等割額算定月数及び均 等割額	⑰	円			
	所得割に係る地方法人 特別税額	⑭	円	円	減免の金額	⑱	円			
	収入割に係る地方法人 特別税額	⑮	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑲	円			
	計	⑭+⑮ ⑯	円	円	差引	⑲-⑳-㉑ ㉒	円			
	仮装経理に基づく地方 法人特別税の控除額	⑰	円	円	既に納付の確定した当期 分の均等割額	㉓	円			
	差 引	⑰-⑱-㉒ ㉓	円	円	差引増減額	㉔-㉕-㉖ ㉗	円			
加算	区 分	不足・増加税額	率	加 算 額	既に納付の確定した当期 分の均等割額	㉘	円			
	加 算	(加算対象) 過少申告加算金 ⑳	円	円	既に還付を請求した利子 割額	㉙	円			
	加 算	不申告加算金 ㉑	円	円	既に還付請求利子割額が過 大である場合の納付額	㉚	円			
	加 算	重加算金 ㉒	円	円	利子割還付額	㉛-㉜ ㉝	円			
	加算金計	㉑+㉒+㉓ ㉔	円	円	更正・決 定の理由					
	指 定 納 期 限				更正・決 定の理由					
	指 定 納 期 限 までの延滞金額				更正・決 定の理由					
	納 付 場 所	裏面一覧表のとおり								

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。  
なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。  
この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の外代表者となります。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の停止により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(県税更正(決定)通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

(県税更正(決定)通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正前の第19号様式の3による用紙は、当分の間、使用することができる。